

## 清瀬市と京都きもの友禅株式会社との個別的連携に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と京都きもの友禅株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり個別的連携協定を締結します。

### （目的）

第1条 本協定は、市で実施する清瀬市20歳のつどい（以下「つどい」という。）への参加に際し、経済的な理由により、振袖等の衣装の用意が困難な世帯に対し、京都きもの友禅と連携を図ることにより、その可能性を広げ、もって福祉の一層の向上に寄与することを目的とします。（誰もが人生の節目を祝うことができる環境を整えることを目的とします。）

### （連携・協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- （1）振袖等、つどいへの参加に必要な衣装等の支援に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、相互に連携し及び協力することが、甲及び乙の合意により必要と認められる事項に関すること。

### （情報交換及び協議）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく協働による取組を円滑に推進するため、必要に応じた情報交換及び協議の実施に努めます。

### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とします。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれかから別段の意思表示がない限り、有効期間の満了日の翌日からさらに1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とします。

### （その他）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名のうえ、各々1通を保有します。

令和5年6月9日

東京都清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市長 澁谷 桂司

東京都中央区日本橋大伝馬町14-1  
京都きもの友禅株式会社

代表取締役 橋本 和之